



相続人の範囲と順位

= 相続分の基礎① =

川元麻衣公認会計士・税理士事務所

相続を学ぶにあたってのメモ

- 親族とは（民法725条）

六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族をいう。親族と親戚は違う。

- 血族とは

親子や兄弟姉妹などのように出生により血の繋がり（血縁関係）のある人をいう。法律上血縁があるとされる養子と養親なども含む。

- 姻族とは

夫からみた妻の両親。婚姻により配偶者の血族との間に生じる関係

- 尊属、卑属とは

尊属は父母・祖父母・曾祖父母など自分より前の世代にある人。卑属は子・孫・曾孫など自分より後の世代にある人。

法定相続人

- 民法では、被相続人（死亡した人）の配偶者と被相続人と血縁関係がある者を相続人としている。

配偶者相続人

- 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。配偶者は、戸籍上の配偶者で内縁の配偶者は含まれない。
- 血族の相続人が存在する場合は、共同して相続する。

血族相続人

- 被相続人の血族は、次頁の順序により順繰りに相続人となる。ただし、配偶者相続人がいる場合は、配偶者とともに相続する。

血族相続人の相続順位

第1順位 子またはその代襲者

- 被相続人の子である限り嫡出子か非嫡出子かは問わない。
- 子が一人でもいれば、後順位の親や兄弟姉妹は相続人にならない。
- 子がすでに死んでいた場合などは、その子（被相続人の孫）が相続する。（代襲相続）

第2順位 直系尊属（親、祖父母）

- 被相続人に子や孫の第1順位の相続人がいない場合は、直系尊属が相続人になる。
- まず一番近い父母が相続人になり、父母がいない時は祖父母が相続人になる。

第3順位 兄弟姉妹またはその代襲者

- 被相続人に子や孫（第1順位）、直系尊属（第2順位）がいない場合は、兄弟姉妹が相続人になる。
- 兄弟姉妹の子（被相続人の甥、姪）についても代襲相続が認められている。

代襲相続

● 代襲相続とは

- ・ 被相続人の子または兄弟姉妹が、相続開始以前に死亡していたなどの場合に、被相続人の子の子（孫）または被相続人の兄弟姉妹の子（甥、姪）が代わって相続人なる制度を設けている。

- ・ 代襲相続は、相続人が相続欠格や廃除により相続権を失った場合でも成立する。相続人の相続放棄の場合は、代襲相続できない。

● 再代襲とは

- ・ 民法は、さらに、代襲者である被相続人の子の子（孫）もすでに死んでいたなどの場合で、その孫に子（被相続人の曾孫）がいるときにも代襲相続を認めている。ただし兄弟姉妹の子（甥、姪）の子は、相続できない。

注）相続欠格、廃除は、後述

相続分

- 法定相続分は、被相続人が死亡し相続が開始された場合に、遺言によって相続分が指定されていない場合に適用されます。

	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
第1順位	1 / 2	1 / 2		
第2順位	2 / 3		1 / 3	
第3順位	3 / 4			1 / 4

- 指定相続分は、遺言によって、法定相続分と異なる共同相続人の相続分を指定すること。法定相続分に優先し、第三者に相続分の指定を委託することもできる。ただし、遺留分との関係がある。

特別受益と寄与分

- 特別受益

特別受益は、被相続人から生前に贈与などを受けていた場合。

- 寄与分

被相続人の財産の増加などで貢献したことについて特別の寄与があった場合。

✓ いずれも、相続分から差引して算定する。